

検体検査業務委託

仕様書

令和 3 年 4 月
北見赤十字病院

I. 施設概要

【北見赤十字病院】

1. 名 称：北見赤十字病院
2. 所 在 地：北海道北見市北 6 条東 2 丁目 1 番地
3. 開設年月日：昭和 10 年 11 月 10 日（建物竣工：平成 26 年 12 月 1 日）
4. 開 設 者：日本赤十字社
5. 病 院 長：荒川 穂二
6. 運営病床数：532 床（一般 490 床、精神 40 床、感染 2 床）
7. 診 療 科：内科・総合診療科、消化器内科、腫瘍内科、神経精神科、循環器内科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、リハビリテーション科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、頭頸部・耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、ペインクリニック内科、腫瘍精神科、緩和ケア内科、病理診断科、歯科口腔外科

（26 科目 令和 3 年 3 月 31 日現在）

【北海道立 北見病院】

1. 名 称：北海道立北見病院
2. 所 在 地：北海道北見市北 7 条東 2 丁目 2 番地
3. 開設年月日：昭和 27 年 2 月（建物竣工：平成 28 年 8 月）
4. 開 設 者：北海道
5. 病 院 長：井上 聰巳
6. 指定管理者：日本赤十字社 指定管理者 荒川 穂二
7. 運営病床数：70 床（一般）
8. 診 療 科：心臓血管外科・呼吸器外科・循環器内科・呼吸器内科・麻酔科

（5 科目 令和 3 年 3 月 31 日現在）

II. 委託業務仕様内容

1. 概 要

本業務は、北見赤十字病院並びに北海道立北見病院における検体検査の一部を委託検査業務として適正かつ迅速に実施することで適切な診療に貢献することを目的とし、そのために必要な業務内容とする。

2. 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

3. 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日とする。

但し、契約締結日から令和4年3月31日は準備期間とする。

4. 履行場所

北見赤十字病院内 検体検査室（本館2F）

北海道立北見病院内 検体検査室（道立病院1F）

5. 契約形態

北見赤十字病院と北海道立北見病院は別契約とする。

6. 検査項目

別紙、委託検査項目別仕様書のとおり

7. 業務内容

- (ア) 委託開始日に正確かつ円滑に業務遂行するための準備
- (イ) 本業務に関して委託者が必要と判断する説明および説明会の実施
- (ウ) 委託検査項目について検査方法、基準値などに変更が生じた場合の関係部署への通知および説明
- (エ) 委託検査項目に関する問い合わせ対応
- (オ) 専用依頼伝票および専用採取容器の管理
- (カ) 委託検査項目のシステム接続に係わる作業
- (キ) 委託検体の必要量、性状の適正確認および不適正な場合の対応
- (ク) 委託検体搬出時の確認作業
- (ケ) 検査結果の報告状況確認および通知
- (コ) 集荷の回数および時刻については、原則、1日1回、委託者の指定する時刻とする。
土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日を除く。
ただし、緊急を要する場合は対応可能な体制であること。
- (サ) 搬出は病院ごとに行い、結果についても病院ごとに報告すること。
- (シ) 委託契約は病院ごとにおこない、請求については取りまとめを行わないこと。

8. 受託検査所基準

- (ア) ISO15189を取得していること。
- (イ) 厚生労働省令に基づき、衛生検査所として都道府県知事の登録を受けていること。
- (ウ) 財団法人医療関連サービス振興会が認める医療関連サービスマーク認定を取得していること。
- (エ) 全国規模の外部精度管理調査に継続的に参加し精度の保証が得られていること。

(オ) 過去3年間(平成30年4月1日から令和3年3月31日)において、許可病床数500床以上の病院における受託実績があること。

9. 見積書の作成および提出

- (ア) 発注者の提示する仕様書に基づき受託者は見積書を作成のうえ、発注者が別に定める日までに提出し、承認を得なければならない。
- (イ) 前項7.(ア)の見積書とは別に委託項目別仕様書(様式5)に各項目の見積価格(税抜)および測定方法、基準範囲、報告単位、所要日数を記入し提出すること。

10. 精度保証・管理体制

- (ア) 検体受付から検査開始までの管理体制が確保されていること。
- (イ) 検査依頼および結果報告については原則、電子データとしデータの取扱いについて十分なセキュリティ対策、コンピュータウイルス対策等が講じられていること。
- (ウ) 検査開始から結果報告までの管理体制が確保されていること。
- (エ) 検査業務に精通した医師および臨床検査技師が適正に検査業務を担当していること。
- (オ) 異常値については再検査を実施し、必要に応じて委託者に結果説明を行う体制が確保されていること。
- (カ) 適正な精度管理を実施し、検査精度を確認できる資料を定期的に提出すること。また、委託者の要求に応じて資料を提出できる体制であること。
- (キ) システム全般における管理体制が確保されていること。また、システム停止時の対策が講じられていること。
- (ク) 受託検体については、最低4週間は保存管理すること。また、追加検査、返却が可能であること。なお、保存および返却に係る費用については受託者負担とする。
- (ケ) 過誤発生時における管理体制(委託者への報告体制含む)が確保されていること。
- (コ) 医療賠償保険に加入していること。

11. 支援体制

- (ア) 学術情報、医療行政情報等の医療関連情報を提供すること。
- (イ) 委託者職員に対して研修・教育支援体制が確保されていること。
- (ウ) 委託者の要望に応じて、先端技術の研修を受け入れる体制が確保されていること。

12. 遵守事項

- (ア) 受託者は、患者、付添者および委託者職員に対し、不快な言動は慎むこと。
- (イ) 従事者は、必要以外に診察室、病室に立ち入らないこと。
- (ウ) 委託者の所有する機器、備品等を許可なく使用しないこと。
- (エ) 受託者は、本業務遂行にあたり知り得た個人情報および委託者情報について、第三者にもらしてはならない。なお、契約終了後についても同様とする。

13. 資材等の負担

- (ア) 本業務に必要な専用採取容器及び備品等については、受託者の負担とする。但し、詳細な内容については、衛生検査所業公正競争規約に基づき双方協議のうえ定めることとする。
- (イ) 本業務に必要な OA 機器、システム接続経費、専用電話架設経費等に係る経費については受託者の負担とする。
- (ウ) その他、委託者が本業務に必要と判断する費用については双方協議のうえ定めることとする。

14. その他

- (ア) 原則、再委託は行わないこと。やむを得ず再委託する場合は、委託者の承諾を得ること。その場合は、再委託者が ISO15189 を取得していることが望ましい。
- (イ) 委託検査項目については、委託者の判断で変更可能であること。ただし、委託業者を変更する場合は、委託者の承諾を得ること。
- (ウ) 委託期間内の診療報酬改定時には価格交渉を行うこととする。
- (エ) 明記無き事項または特別な事由により記載内容を変更する場合は、双方協議のうえ定めることとする。

以上